



すまいのひろば



ユトジラんど
への入口

2026年(令和8年) 5月号

JKK東京

【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

親子ふれあい住み替え募集について

高齢者世帯が子世帯の支援のもとで安心して生活ができるよう、親子ふれあい住み替え募集を実施します。

この募集に応募できるのは、現在お住まいの都営住宅に1年以上居住している方（令和7年6月1日以前に現在お住まいの都営住宅の使用許可を受けた方）で、次の1又は2に該当し、3の条件を満たす方です。

応募資格

- 親世帯募集
都営住宅にお住まいで、かつ世帯全員が65歳以上（昭和36年6月15日以前の生まれ）の親世帯（単身も可）で、子世帯の近くへ住み替えを希望される方（子世帯の住宅の種類は問いません。）
- 子世帯募集
都営住宅にお住まいの子世帯で、世帯全員が65歳以上（昭和36年6月15日以前の生まれ）の親世帯（単身も可）の近くへ住み替えを希望される方（親世帯の住宅の種類は問いません。）
- 住み替えにより、親世帯と子世帯の間の最短所要時間が30分以上短縮されること。又は、親世帯と子世帯の間の所要時間が30分以上かかっており、住み替えにより、所要時間が30分未満に短縮されること。（最短所要時間は、公共交通機関を使用した場合の標準的な時間です。）

<申込上の注意>

- ①都民住宅、定期使用住宅、福祉住宅（民生住宅）及び引揚者住宅にお住まいの方は応募できません。
- ②使用料等を滞納している方、高額所得者に認定されている方は応募できません。
- ③申込みは、親世帯又は子世帯のどちらかのみとなります。両方の世帯でそれぞれ申込みをした場合は失格となります。

も
く
じ

●親子ふれあい住み替え募集について	1 2 3
●エアコンの購入をご検討している方へ	3
●団地内樹木の枝下し・害虫駆除について	4
●共益費徴収事業について	4
●「誰か」のこと じゃない。	5
●東京都人権プラザのご案内	5
●屋内の共用部分は禁煙です	6
●連絡先の届出をお願いします	6

5月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、6月1日(月)です。

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。

募集戸数

25戸（詳細は3ページのとおり）
【内訳：親世帯募集14戸、子世帯募集11戸】

必要書類

（申込時）

- 1 申込書
- 2 郵便ハガキ（85円）2枚（表面に申込者の住所・氏名を書いたもの。
抽せん番号の通知用及び抽せん結果の通知用）
※ 申込書に記入もれ等がある場合は、無効となることがありますのでご注意ください。

（当せん後）

- 1 親世帯、子世帯の住民票（「世帯全員」と記載のある続柄入りのもの）
- 2 親子の関係が確認できる書類（子世帯の戸籍謄本など）

申込方法

必要書類を以下の申込先まで「郵送」してください。

【申込先】〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山
JKK東京 都営住宅募集センター 入居案内係 行

申込みは郵送で、6月12日（金）までにJKK東京 都営住宅募集センターに届いたもの
に限り受け付けします。

申込書の配布期間及び場所

配布期間：令和8年6月1日（月）～令和8年6月9日（火）9時～18時 ※土・日を除く
配布期間中に、都営住宅募集センター入居案内係及び各窓口センターで配布します。

抽せん日

令和8年7月中旬予定
日時等は抽せん番号の通知のハガキでお知らせいたします。

住宅のあっせん

- 1 新築住宅、車いす住宅、シルバーピア住宅へのあっせんはありません。
- 2 あっせんは、募集住宅にあき家が発生した場合に行いますので、階層等の指定はできません。
- 3 住宅は、令和8年12月頃から順次あっせんしていく予定ですが、あき家の発生状況等により時間がかかる場合があります。

その他

入居に際しては、現在お住まいの住宅の返還や必要書類の提出など、所定の手続きが必要になります。



パン田先生と都道府県について学ぼう！～パン田先生と行く日本全国の旅～

第2回 **青森県**（県庁所在地：青森市）
青森県は本州で最も北に位置する県だよ。リンゴの生産量は全国一位なんだ。ほかに「大間のマグロ」や、毎年8月に開催される「青森ねぶた祭」が有名だよ。冬はとても寒くて、雪がたくさん降る地域もあるよ。



問題▶1988年に開通した青森県と北海道を結ぶ海底鉄道トンネルを何トンネルと言うかな。答えてみよう。

→答えは4ページ



令和8年6月 親子ふれあい住み替え募集 住戸一覧

〈親世帯が申込みできる地区〉

申込番号	区市名	住宅名	代表的な所在地	募集戸数	入居対象	間取り	面積(m ²)	エレベータの有無
1	新宿区	百人町四丁目第2アパート	新宿区百人町4-7	1	1~2人	1DK	33	有
2	江東区	南砂三丁目第2アパート	江東区南砂3-7	1	1~2人	2DK	33	有
3	世田谷区	下馬二丁目アパート	世田谷区下馬2-33ほか	1	1~2人	1DK	34	有
4	中野区	白鷺一丁目第2アパート	中野区白鷺1-14	1	1~2人	1DK	34	有
5	杉並区	高井戸西一丁目アパート	杉並区高井戸西1-31ほか	1	1~2人	1DK	32	有
6	北区	王子六丁目アパート	北区王子6-2	1	1~2人	2DK	37	有
7	板橋区	大山西町アパート	板橋区大山西町21	1	1~2人	1DK	34	有
8	足立区	扇一丁目第4アパート	足立区扇1-54	1	1~2人	1DK	34	有
9	葛飾区	新宿六丁目アパート	葛飾区新宿6-5ほか	1	1~2人	1DK	32	有
10	江戸川区	東篠崎一丁目第2アパート	江戸川区東篠崎1-6ほか	1	1~2人	1DK	32	有
11	立川市	羽衣町一丁目第3アパート	立川市羽衣町1-1	1	1~2人	1DK	35	有
12	町田市	金森第11アパート	町田市金森東2-26	1	1~2人	1DK	35	有
13	国立市	国立富士見台四丁目アパート	国立市富士見台4-18ほか	1	1~2人	1DK	34	有
14	清瀬市	中清戸四丁目アパート	清瀬市中清戸4-847	1	1~2人	1DK	43	有

〈子世帯が申込みできる地区〉

申込番号	区市名	住宅名	代表的な所在地	募集戸数	入居対象	間取り	面積(m ²)	エレベータの有無
15	江東区	大島五丁目第2アパート	江東区大島5-14ほか	1	1~2人	2DK	36	有
16	品川区	東五反田二丁目アパート	品川区東五反田2-15	1	2人以上	3DK	43	有
17	世田谷区	下馬二丁目アパート	世田谷区下馬2-33ほか	1	2人以上	2DK	40	有
18	荒川区	南千住四丁目アパート	荒川区南千住4-9	1	2人以上	2DK	56	有
19	練馬区	練馬北町六丁目アパート	練馬区北町6-1ほか	1	2人以上	3DK	55	有
20	葛飾区	西亀有一丁目アパート	葛飾区西亀有1-20ほか	1	2人以上	2K	37	有
21	江戸川区	清新町一丁目アパート	江戸川区清新町1-5	1	1~2人	1DK	36	有
22	三鷹市	牟礼六丁目アパート	三鷹市牟礼6-25	1	2人以上	2DK	57	有
23	府中市	府中南町四丁目アパート	府中市南町4-40	1	1~2人	1DK	32	有
24	小平市	小川東町二丁目アパート	小平市小川東町2-1ほか	1	2人以上	3DK	55	有
25	稲城市	大丸第2アパート	稲城市大丸526	1	2人以上	2DK	40	有

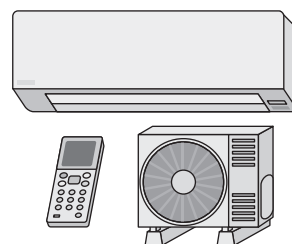
■ 親子ふれあい住み替え募集についてのお問い合わせ先

JKK東京 都営住宅募集センター 入居案内係 ☎03-3498-8894(代)

エアコンの購入をご検討している方へ

エアコンの設置は、みなさんのご負担となります。エアコンの設置にあたりJKK東京への申請は不要ですが、建物の構造などにより設置できる条件があります。

エアコンを購入される場合は、事前にJKK東京ホームページにてご確認ください。



JKK東京ホームページ 「都営住宅等でエアコンの設置を検討される皆さまへ」

都営住宅 エアコンの設置



団地内樹木の枝下し・害虫駆除について

！ 枝下し等について

東京都で植えた樹木や生垣等の日常管理は、お住まいのみなさんで行っていただいております。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、お申込みによって調査を行い、必要に応じて、東京都負担で枝下し等を行いますので、JKK東京お客さまセンターへお問い合わせください。
(6ページの電話番号②)

- 日当たりが悪い
- 外灯に枝がかかっていて暗い
- その他生活の支障になっている
- 通行の障害になっている
- 防犯上問題になっている

！ 害虫駆除について

樹木に危険な害虫が発生した場合は、調査を行い、必要に応じて対応します。

JKK東京お客さまセンターへお問い合わせください。
(6ページの電話番号②)

スズメバチ

夏から秋にかけて活動が増えます。
刺されると非常に危険です。



チャドクガ (幼虫)

ツバキやサザンカなどの木に発生する毛虫です。体の黒い部分にある「毒針毛」に直接触れたり、風で飛んできた毒毛が刺さることにより皮膚炎が発症するなどの被害があり、ご相談が増えています。団地内の草刈り、枝払いを行う場合は、長そで、軍手等で皮膚を覆い、毛虫がいないか確認してから行ってください。



住戸内に害虫等が発生した場合は、みなさん自身で駆除を行ってください。

なお、駆除作業の際、「くん煙式の殺虫剤等」を使用しますと、発煙した煙で火災警報器が作動してしまいます。

あらかじめ、火災警報器に煙が入らないようにビニール袋等で一時的に覆ってから駆除作業を行ってください。

また、火災と間違われぬよう周囲の方への声かけも合わせてお願いします。



共益費徴収事業について

都営住宅等では、草刈りなどの共用部分の管理を団地自治会に担っていただいておりますが、高齢化の進行などに伴い、大きな負担になっているとの声が聞かれるようになりました。

このため、希望する団地について、共用部分の管理のうち一部を東京都が実施し、その費用を住宅使用料と一緒に共益費として徴収する事業を行っています。

原則として自治会単位での申込みになります。自治会がない場合も申込み可能です。団地のみなさんで話しあった上で、代表者の方からお申し込みください。

共益費徴収事業についての詳細は、ホームページをご覧ください。

JKK東京ホームページ 都営住宅等にお住まいの方
>お住まいの皆さまへ>自治会等の活動に関する情報>共益費徴収事業による共用部分の管理



「誰か」のこと じゃない。 5月1日(金)～7日(木)は憲法週間です。

5月3日は憲法記念日です。毎年、憲法記念日を中心とする5月1日から7日までの1週間は憲法週間とし、全国的に様々な取り組みが行われています。

日本国憲法は、侵すことのできない永久の権利として、国民の基本的人権を保障しています。「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きる権利」です。

しかし今でも、差別的な表現、いじめや虐待、ストーカー行為など、他者の人権を考えないような問題が起きています。

誰もが幸せに暮らせるようお互いを思いやり、人権を尊重する社会を築いていくことが大切です。

これまでの事例から…

都営住宅における悪質な落書き

先日、都営住宅の共用部において、他者等を誹謗・中傷する内容や、同和問題（部落差別）に関する悪質な差別落書きが見つかりました。

こうした落書きは、平穏な生活を脅かすばかりでなく、そのままにしておくと被害や差別意識を拡大してしまうおそれがあります。

このような行為は決して許されるものではなく、速やかな対応が必要となりますので、こうした落書きを見つけた際には、すぐにご連絡ください。

※落書きは刑法に定める器物損壊罪等の犯罪になる場合もあります。

東京都住宅政策本部都営住宅経営部 ☎03-5320-4981
JKK東京お客さまセンター ☎0570-03-0072

東京都人権プラザのご案内

東京都人権プラザは、東京都が設置した人権啓発のための拠点施設です。「セサミストリート」がナビゲートする子供の権利をテーマとする特別展示のほか、東京2020大会のレガシーである「パラリンピックムラール」の展示や、高齢者、障害者、妊婦等が感じている様々なバリアの一部を体験できるゾーン、図書資料室等もあり、人権について「学び」「体験し」「楽しむ」「気づき」「理解する」ことができます。是非一度訪れて、人権について学んでみませんか。



所在地：東京都港区芝2-5-6
芝256スクエアビル1階・2階
電話：03-6722-0123
開館時間：9時30分から17時30分まで
休館日：日曜日、年末年始



ホームページはこちら→

■ 憲法週間についてのお問い合わせ先
東京都総務局人権部人権施策推進課

人権部ホームページ

じんけんのとびら

検索 

屋内の共用部分は禁煙です



健康増進法で、エントランス、廊下、エレベーターなどの屋内の共用部分は禁煙です。また、喫煙を禁止されていないバルコニーや屋外のスペースでも周囲への配慮義務があります。このたび、喫煙ルールの意識啓発に向け、喫煙の状況等に関するアンケートを実施します。みなさんのご協力をお願いします。(回答期限：6月6日(土) 所要時間：5分程度)

喫煙に関するアンケートはホームページからご回答ください。
JKK東京ホームページ 都営住宅等にお住まいの方>お住まいの皆さまへ
>(新着情報) 2026年5月1日 都営住宅等での喫煙ルールについて



連絡先の届出をお願いします

都営住宅等では連帯保証人が不要になり、連絡先を届け出ただくことになっています。既にお届けいただいている連帯保証人については、名義人の方からの届出により連絡先に変更することができます。連絡先の届出をされていない方は、届出をお願いします。連絡先の方には、緊急の際に連絡するほか、使用料等を滞納した場合に名義人の方への連絡をお願いすることがあります。連絡先の条件、手続方法などはJKK東京ホームページでご確認ください。

連絡先変更届はオンライン申請が可能です。
JKK東京ホームページ>都営住宅等にお住まいの皆さまへ>オンライン申請一覧



JKK東京ホームページ>都営住宅等にお住まいの皆さまへ>都営住宅等の主な手続き

都営住宅 連絡先変更届 検索



JKK東京お客さまセンター

月曜日及び休日の翌日は、電話が混みあい、つながりにくい場合があります。お急ぎでない方は、別の日にご利用ください。

受付時間 9時～18時 (土日・祝日・年末年始を除く)

① 各種お手続き
使用料のお支払い
住まい方のご相談



0570-03-0071
☎03-6279-2652



② 修繕のお申込み・ご相談
漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、居住者の安否に関わる緊急のご用件は24時間365日電話対応



0570-03-0072
☎03-6279-2653



- ナビダイヤルは、各携帯電話事業者が提供する無料通話や通話料定額プランの対象外です。また、使用している回線・端末によって通話料が異なります。料金ガイダンス又はナビダイヤルのホームページをご確認ください。
※ナビダイヤルに発信後、冒頭に流れる料金ガイダンス中については、通話料は発生しません。
- 「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

お手続き等に関する「よくある質問」はこちら



都営住宅等の「オンライン申請一覧」はこちら



緊急を除く住戸内専用「修繕メール」はこちら



東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部

検索



JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」

都営住宅 お住まいの皆さま

検索



「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions



古紙リサイクル配合率70%再生紙を使用しています。

「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。
SAVE THE GREEN EARTH!